

介護保険制度改正のお知らせ

介護保険制度は、平成12年4月からスタートし国民の老後の生活を支える制度として定着してきましたが、制度施行後5年間の状況を踏まえて今回制度の見直しが行われました。

見直しの大部分は、平成18年4月から実施されますが一部の見直しについては10月から実施されます。

～10月から介護保険施設などの利用料が変わります～

自宅で介護保険のサービスを利用されている方は、食費や居住費（家賃や光熱水費など）を自分で負担していますが、介護保険施設に入所しサービスを利用している方の食事や居住費は、一部自己負担がありますが大部分は介護保険から支払われています。

このような負担の不公平を解消するため、今回の改正が実施されました。

◎介護保険施設などの食費・居住費が自己負担になります

介護保険施設（ショートステイを含む）を利用されている方の食費・居住費が保険対象外となり利用者の自己負担となります。金額については、施設との契約により決まります。

◎所得の低い方は、食費・居住費の負担が軽減されます

世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の方は、所得の状況により食費と居住費の負担が軽減されます。軽減を受けるには町へ申請し認定を受ける必要がありますので、施設サービスを利用されている方は、役場住民課まで申請してください。

○申請に必要なもの…印鑑（認め印で可）

認定者には「負担限度額認定証」を交付しますので、利用する介護保険施設へ提示してください。

詳しくは、住民課までおたずねください（住民課直通電話番号 388-1115）

長寿をお祝い

敬老会・敬老のつどい

九月十五日、八十八歳のかた十二一人を料亭「吹原」に招き敬老会を開催しました。

当日は、広江町長のあいさつのもと、加藤県議会議員をはじめとする来賓のかたがたが、一人ひとりに「いつまでもお元気で長生きしてください」とお祝いの言葉をかけられました。出席された皆さんは、鮎料理に舌鼓を打ちながら終始、和やかに歓談され、楽しいひとときを過ごされました。

また、九月十九日には、七十五歳以上のかたを中央公民館に招いて、敬老のつどいを開催しました。広江町長のあいさつ、来賓の祝辞に続いて、余興ではブル

リフト付き公共施設巡回町民バスが走ります

10月1日よりリフト付き公共施設巡回町民バス1台を導入し、車椅子(1台)での乗降車が可能となりました。車椅子での乗降車によりバス発着時間に遅れが生じますが、ご理解とご協力をお願いします。また、1人1乗車百円の有料運行となりました。乗車時に現金か回数乗車券でお支払いください。なお、回数乗車券は役場ほか公共施設で販売しています。詳しくは企画課までお尋ねください。



▲車椅子での就業を見守るみなさん



▲魔術術をきる福井さん

ーブレーズの皆さんの演奏、羽島警察署福井さんの防犯啓発の腹話術、手品でおおいに盛り上がりました。その後健康事業として会場の皆さんと一緒に音楽を楽しみました。